



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2015.4 76号

76回
通常組合会

事業計画、予算案を可決 後期高齢者組合員の所得割賦課額を新設

平成27年3月29日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「5K」において、第76回通常組合会が開催された。井川議長の挨拶の後、鈴木副理事長の開会の辞に引き続き、議事録署名人に長野県支部の羽田議員を指名し、物故組合員に対する黙祷、尾上理事長の挨拶に引き続き議事に入り、保険料の賦課額（案）、規約改正（案）、平成27年度事業計画（案）及び平成27年度歳入歳出予算（案）について原案どおり可決承認された。

第1号議案では、関連事項として平成27年度から新設する後期高齢者組合員の所得割賦課額について報告し、理事会の承認どおり了承された。

又、国庫補助の見直しが実施された時に備え、平成26年度から保険料を段階的に引き上げているが、国庫補助の見直しに備えて引き上げた分を事業会計と区分して、「国保事業安定積立金」として積み立てることとした。



議長挨拶（要旨）

井川議長

定刻になりましたので、ただ今より通常組合会を開催いたします。本日は第76回通常組合会の案内を差し上げたところ、ご多忙中にも拘わらずご参集下さいましてお礼申し上げます。会場が東京駅近辺になり最初の開催であり、日曜日の開催も初めてです。

本日は、平成27年度事業計画（案）並びに平成27年度歳入歳出予算（案）等の重要議案の審議があります。慎重審議と円滑な議事進行にご協力をお願いします。



井川議長

松崎副議長



鈴木副理事長

開会の辞（要旨）

鈴木副理事長

本日の組合会は日曜日の開催で、本組合として初めての試みであります。日曜日開催が良いということになれば、今後日曜日開催になると思います。本日の組合会は、平成27年度事業計画（案）予算（案）等、非常に重要な案件を提案してあります。皆様の慎重審議をお願いいたします。

理事長挨拶（要旨）

尾上理事長

国保組合の運営に日頃よりご協力頂き有難うございます。

現在189回通常国会が開催中ですが、2月12日に安倍総理は施政方針演説で、消費増税が延期された中であっても、アベノミクスの果実を生かすよう、社会保障を充実していくと述べた。しかし歯科業界はアベノミクスの果実は味わえないことを国民に知ってもらいたいと思っている。

昭和56年から平成9年の16年間の診療報酬の改定率を見ると、累積で医科が48.9%増に対して歯科は23.4%増です。25.5%の差があります。

この時期を歯科界の失われた16年間と言われていきます。昨年実施された所得調査の速報値を見てもそれが如実に表れています。歯科医師国保組合の平均所得は5年前の平成21年から全く増えていません。昨年の所得調査の結果は、医師国保組合716万円に対して、歯科医師国保組合は225万円と医師国保組合の3分の1以下です。薬剤師国保組合は244万円で、薬剤師国保組合と比較しても20万円低くなっています。これがすなわち、歯科界の失われた16年の影響が出ていると思っています。

一昨年12月に成立した社会保障制度改革プログラム法案の中に、医療保険に係る国民の負担に関する公平の確保ということから、保険者の所得水準の高い国保組合に対する国庫補助の見直しが盛り込まれた。

プログラム法案の中では、第74回社会保障審議会医療保険委員会が開催され、直近では2月20日に第



尾上理事長

86回医療保険部会が開催された。いよいよ制度が改革法案に則って、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の改正が進められている。それが準備段階に入り、成立するという事です。

国保組合の国庫補助の見直しは国保組合の平均所得階層ごとの定率補助13%から32%の中で11階層に区分され、従来どおりの32%組合以外は28年度から5年かけて定率補助率を段階的に下げていくことになる。

所得調査の最終結果はまだ出ていないが、速報値を当てはめてみると、国保組合は9通りの補助率の組合に分かれる。

国民健康保険法第13条に、国保組合は同種同業に従事するもので組織されると定められている。同じ診療報酬の点数の中で従事している歯科医師国保組合を14%から32%の9段階の補助率に区分することは、果たして国民健康保険制度の在り方として正しいのか疑問に感じているところである。補助率の削減により、5年後の保険者の負担の格差は定率補助金だけでも、単純な比較で14%組合と32%組合では1人

当たりの年間差額は35,000円の差となる。これは0歳から74歳までの1人当たりですから、家族の多い方は、保険料の負担が非常に増えることになります。同種同業で組織する歯科医師国保組合の中で、このような不公平な補助金の在り方に納得できない。このことは、厚労省の中村課長にも伝えてあります。中村課長も少し検討していくと言っている。更に国会議員を通じて活動し、1%でもアップするよう積極的に働きかけていく必要があると考えています。

歯科医師国保組合の階層別定率補助率をみると、14%は2組合、16%は3組合、18%は2組合、20%組合は3組合、22%組合は全国歯を含めて5組合、24%は1組合、26%組合は4組合、28%組合は6組合、30%組合は0、32%組合は1組合となっている。こうして見てみると九州勢が高い定率補助率を保っている。

次に問題になるのは、社会保障・税番号制度の導入のメリットです。行政機関、地方公共団体等の行政事務を処理する者が互いに個人情報の照会提供が可能となり、又きめ細かい支援が期待されることや社会保険給付の申請で、行政機関等が相互の照会を行うことで添付書類の省略や、給付の適正化が図られることです。

全国歯の社会保障・税番号制度の導入の準備としては、27年度より既存システムを設計、改修及び開発等の実施、被保険者への個人番号制度取得の調査、設定等の整備などを実施していきます。これらの費用

は国が全額補助することになっているが、ランニングコスト等を考えるとやはり負担は増えると思っている。

続いて、職員の給与は前年度の人事院勧告を参考にして算定している。平成27年度は、期末手当は4.1月分とし、給与は50歳台の給与水準を見直し、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点をおいた俸給表の改定を考えている。又地域手当も勧告どおり見直しを行う予定である。なお、人事考課は私と齊藤専務理事で個々の評価を行っている。

又、会議の日程は来年3月には診療報酬改定の説明会等もあり、通常組合会の日程は、後程報告します。

予算については、厳しい現状の中で予算編成を行っているが、27年度についても保険料を1種組合員とその家族が800円引き上げ、2種、3種組合員は500円引き上げることで約5億円の増額になります。これは国保事業安定積立金として積み立て、定率補助が削減された時の備えとします。それから、後期高齢者組合員の所得割賦課額を賦課することをお願いします。対象となるのは2種組合員を雇用している場合、又は夫婦・親子である1種組合員が診療所に従事している場合が対象です。

この7月で役員改選が行われますので、新役員の先生方に委ねたいと思います。本日は色々ご審議を頂き、全国歯の今後の発展に繋がるご意見を賜りますようお願いいたします。

議事

第1号議案 保険料賦課額(案)について議決を求める件 齊藤専務理事



齊藤専務理事

齊藤専務理事より、基礎賦課額(均等割)(案)、後期高齢者支援金等賦課額(案)、について、下記のとおり説明があり、引き続き保険料賦課額関係の関連事項として、賦課額を据え置きとした介護納付金賦課額及び第75回通常組合会の協議事項で実施する方向で進めることが了承され、その後第2回理事会で承認されていた後期高齢者組合員の所得割賦課額について説明があり、引き続き質疑応答の後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

(1) 基礎賦課額(均等割)

国庫補助も見直しの議論が大詰めを迎えている中、実施された時に備えるため及び保険給付、前期高齢者納付金の伸びに対応するために、段階的に保険料賦課額を引き上げることは、平成26年度に了承されている。これを踏まえて平成27年度基礎賦課額(均等割)を下記のとおり引き上げるものである。

(月額)

| 組合員の種別 | 改正 | 現行 |
|-------------|---------|---------|
| 1種組合員 | 8,600円 | 7,800円 |
| 1種組合員の家族 | 6,600円 | 5,800円 |
| 2種組合員 | 16,500円 | 16,000円 |
| 2種組合員の家族 | 6,000円 | 5,500円 |
| 3種組合員 | 9,000円 | 8,500円 |
| 3種組合員の家族 | 6,000円 | 5,500円 |
| 後期高齢者組合員の家族 | 6,600円 | 5,800円 |

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

平成27年度後期高齢者支援金の概算見込額をもとに、所定の算定方法により算定した後期高齢者支援金等の賦課額、1人当たり月額100円引き上げるものである。

(月額)

| 組合員の種別 | 改正 | 現行 |
|-------------|--------|--------|
| 組合員及び組合員の家族 | 3,300円 | 3,200円 |

<関連事項>

議案の説明に引き続き、保険料に関する参考事項について次のように説明した。

(下線部が改正部分)

(1) 介護納付金賦課額

平成27年度介護納付金賦課額の概算見込み額をもとに、所定の算定方法により算定した結果、平成27年度介護納付金賦課額は据え置きとする。

(月額)

| 組合員の種別 | 改正 | 現行 |
|------------------------|--------------|--------|
| 組合員及び組合員の世帯に属する第2号被保険者 | 3,700円(据え置き) | 3,700円 |

(2) 後期高齢者組合員の所得割賦課額

第75回通常組合会の協議事項で協議の結果、実施する方向で進めることを了承されていた、後期高齢者組合員の所得割賦課額は、第2回理事会で協議の結果承認された。

後期高齢者組合員の所得割賦課額の賦課対象者は、後期高齢者組合員の開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の75歳未満の夫婦・親子である1種組合員が診療に従事している場合は、所得割賦課額を賦課するものである。

全国歯科医師国民健康保険組規約施行規則一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

| 改正 | 現行 |
|---|---|
| <p>第3章 保険料 (所得割賦課額)</p> <p>第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。</p> <p>2. 医療法人は、各医療機関ごとに前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。</p> <p>3. <u>1種組合員及び後期高齢者組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。</u></p> <p>(非保険診療者の所得割賦課額)</p> <p>第4条の2 保険診療を行わない者(矯正標榜者を含む)(以下「非保険診療者」という。)の所得割賦課額は次のとおりとする。</p> | <p>第3章 保険料 (所得割賦課額)</p> <p>第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。</p> <p>2. 医療法人は、各医療機関ごとに前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。</p> <p>3. <u>1種組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。</u></p> <p>(非保険診療者の所得割賦課額)</p> <p>第4条の2 保険診療を行わない者(矯正標榜者を含む)(以下「非保険診療者」という。)の所得割賦課額は次のとおりとする。</p> |

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>2. 前項の規定に定める者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 非保険診療者(矯正標榜者を含む) 月額32,500円(年額390,000円)</p> <p>3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。</p> <p>4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の6月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。</p> <p>(後期高齢者組合員の所得割賦課額)</p> <p>第4条の3 <u>後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。</u></p> <p>2. <u>前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を年額とする。</u> <u>ただし、上限は、年額390,000円とし、月額は32,500円とする。</u> <u>下限は、年額19,500円とし、月額は4月を1,900円、5月から翌年3月までは、1,600円とする。</u></p> | <p>2. 前項の規定に定める者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 非保険診療者(矯正標榜者を含む) 月額32,500円(年額390,000円)</p> <p>3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書(様式1号)」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。</p> <p>4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の6月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。</p> |

質疑応答の要旨

Q 基本的な質問ですが、この案が可決されると後期高齢者組合員は被保険者資格が得られ、保険給付を受けられるのか。

(山梨県支部 井出公一議員)



井出議員

A 後期高齢者組合員は、後期高齢者医療制度に被保険者資格が移行しているため、国保組合からは保険給付はできません。

(齊藤専務理事)

Q 解りました。後期高齢者組合員で2種組合員を雇用したり、夫婦・親子が診療に従事している場合は所得があるので、所得割を頂くということですね。

(山梨県支部 井出公一議員)



渡部議員

Q 1種、2種組合員がPMTCを衛生士を10人雇って例えば1時間に1人対処し、初診料からEPPとか除石をして、大体1,000点、1万円位になる。1日8時間稼働するとして80,000点、1か月16万、これを半分として80万円、これを3種の方が稼がれている。

このように75歳以上の先生でも衛生士を雇用して、1年間で960万円、10人いれば9,600万円入る。これで75歳の先生1人でできないことではない。1種、2種に限らず考える必要がある時代が来るのではと思うが、この辺をどう考えるかお聞かせ頂きたい。

(岡山県支部 渡部佳郎議員)

A 地方により又先生方の診療形態により、そういうこともあるかと思いますが。歯科医師国保組合は歯科医師会に加入して頂くためと

いう側面、存続理由がある。保険診療を扱う75歳以上の先生一人でそれだけの衛生士に直接指示できるかなど、診療形態がきちんとしていることが大切なことと思います。診療所ごとの格差はあり、診療形態を変えていかないと、国が目指す点数付けにうまく機能していかないとということもあるが、今回の所得割については2種組合員を雇用している場合、又は75歳未満の夫婦・親子の1種組合員が診療に従事している場合にご負担を願えないかということですので、理解賜りたい。

(齊藤専務理事)

Q 均等割について、1種組合員800円、家族800円、2種組合員500円の引き上げで、年間5億円ほどの積み立てをするということだが、1種組合員800円と2種組合員500円の数字の持つ意味があったらお聞かせ願いたい。

(富山県支部 中道勇議員)



中道議員

A 保険給付に違いがある。要するにどこの層が使っているかということをお勘案するとこの位の差があっても良いのではということになる。なお、7月の決算の時に詳しく説明します。

(鈴木副理事長)

Q 介護保険は、政府が介護認定で要支援の範囲を広げ、要介護を少し厳しくした。人口減の社会では当然と思うが、全部施設でみるのは大変なので、在宅で見てそれを支援する方向になれば介護保険の費用もまあまあのところでおさまる。しかし、歯科医師会は今後の方向性を考えておく必要がある。今後在宅で支援するにしても、医療費は掛かる、ステータスも守るということからも政府が下げたから我々も下げるというのではなく、将来の仲間のために取っておくという姿勢で頑張りたい。

(徳島県支部 影本博一議員)



影本議員

A 医療、介護の総合化の中で、今まで施設等にいた患者が進行する中で、在宅での色々な病気に対する歯科医師会の果たす役割は、健康を守るためには、歯科の治療とケアをしっかりとやる必要がある。

各都道府県の歯科医師会の先生方と連携を密にとりながら、情報を速やかに日本歯科医師会に上げ、地方全体で支える中で、国保組合がどうやって行くかを考えなくてはならないので、都道府県と歯科医師会、そして国保組合等が互いに密接な



三塚常務理事

有機的な関係を築いて行くことが重要だと思えます。全国歯としても日本歯科医師会と良く連携をとりながら進めて行こうと思っているのでご理解賜りたい。(三塚常務理事)

第2号議案 規約の一部改正(案)について
議決を求める件 齊藤専務理事

齊藤専務理事より、規約の一部改正(案)について、下記のとおり項目ごとに説明があり引き続き質疑応答の後、採決に入り原案どおり全員挙手により可決承認された。

(1) 葬祭費 規約 第14条

当組合の葬祭費の支給額は全歯連の調査結果、全国の歯科医師国保組合の平均額より低い水準にあった。又、相互扶助の精神等からこれを是正し、葬祭費の充実を図る目的で支給額を引き上げるものである。

■葬祭費の改正

| 被保険者の種別 | 改正 | 現行 |
|----------------|----------|----------|
| 1種組合員である被保険者 | 300,000円 | 200,000円 |
| 2種組合員である被保険者 | 150,000円 | 100,000円 |
| 3種組合員である被保険者 | 100,000円 | 100,000円 |
| 組合員の世帯に属する被保険者 | 100,000円 | 50,000円 |

(2) 後期高齢者組合員の保健事業 規約 第16条の2

二 死亡見舞金

葬祭費の引き上げに伴い、葬祭費と同趣旨の制度である後期高齢者組合の死亡見舞金の支給額を引き上げるものである。

■死亡見舞金改正

| 支給対象者 | 改正 | 現行 |
|----------|----------|----------|
| 後期高齢者組合員 | 300,000円 | 200,000円 |

(3) 保険料賦課額(均等割) 第18条一イ(2)、第18条二イ、第18条三イ、第18条五イ

基礎賦課額(均等割)について、第1号議案で議決のとおり賦課額を規約に規定するものである。

(4) 後期高齢者支援金等賦課額 第18条一ロ、第18条二ロ、第18条三ロ、第18条五ロ

後期高齢者支援金等賦課額について、第1号議案で議決のとおり賦課額を規定するものである。

(5) 財産の管理 規約 第64条

国庫補助の見直しの議論が大詰めを迎えている中、実施された時に備え、平成26年度から保険料賦課額を段階的に引き上げているが、国庫補助の見直しに備えて引き上げた分を事業会計と明確に区分して積み立てるために、規約第64条第二号に「国保事業安定積立金」を、規定するものである。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1章 総則 第1条～第6条 (略)</p> <p>第2章 組合員 第7条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第13条 (略)</p> <p>(葬祭費) 第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給する。</p> <p>一 1種組合員である被保険者 <u>300,000円</u> 二 2種組合員である被保険者 <u>150,000円</u> 三 3種組合員である被保険者 <u>100,000円</u> 四 組合員の世帯に属する被保険者 <u>100,000円</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第4章 保健事業</p> <p>(保健事業) 第16条 (略)</p> <p>第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 (略) 二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として <u>300,000円</u>を支給する。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者</p> | <p>第1章 総則 第1条～第6条 (略)</p> <p>第2章 組合員 第7条～第11条 (略)</p> <p>第3章 保険給付 第12条～第13条 (略)</p> <p>(葬祭費) 第14条 組合は、被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、次の各号により葬祭費を支給する。</p> <p>一 1種組合員である被保険者 <u>200,000円</u> 二 2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者 <u>100,000円</u> 三 組合員の世帯に属する被保険者 <u>50,000円</u></p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第4章 保健事業</p> <p>(保健事業) 第16条 (略)</p> <p>第16条の2 組合は、高齢者医療確保法第50条に規定する被保険者である組合員(以下「後期高齢者の組合員」という。)について、次の各号に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>一 (略) 二 組合は、後期高齢者の組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し、死亡見舞金として <u>200,000円</u>を支給する。</p> <p>第17条 (略)</p> <p>第5章 保険料</p> <p>(保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第1号から第4号までのいずれかの額と第5号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。</p> <p>一 1種組合員(後期高齢者の組合員を除く。)については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者(以下「介護納付金賦課被保険者」という。)である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用(高齢者</p> |

(下線部が改正部分)

(下線部が改正部分)

| 改 正 | 現 行 |
|---|--|
| <p>医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p><u>(2) 月額8,600円(年額103,200円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)<u>月額3,300円(年額39,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)<u>月額3,700円(年額44,400円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額16,500円(年額198,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,300円(年額39,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額9,000円(年額108,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,300円(年額39,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。</p> <p>ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額</p> <p>(1) 1種家族 <u>月額6,600円(年額79,200円)</u></p> | <p>医療確保法の規定による後期高齢者支援金及び病床転換支援金(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用並びに後期高齢者の組合員に係る保健事業(以下「後期高齢者の保健事業」という。)に要する費用を除く。)に充てるために算定した基礎賦課額(以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。</p> <p>(1) 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。ただし、その額が月額32,500円を超えるときは、月額32,500円(年額390,000円)を上限とし、下限は、4月を月額1,900円、5月から翌年3月までは、月額1,600円(年額19,500円)とする。</p> <p><u>(2) 月額7,800円(年額93,600円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額(以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。)<u>月額3,200円(年額38,400円)</u></p> <p>ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額(以下「介護納付金賦課額」という。)<u>月額3,700円(年額44,400円)</u></p> <p>二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額16,000円(年額192,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,200円(年額38,400円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額 <u>月額8,500円(年額102,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,200円(年額38,400円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>四 後期高齢者の組合員については、後期高齢者の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者賦課額として月額5,000円(年額60,000円)とする。</p> <p>五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。</p> <p>ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につきイ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ 基礎賦課額</p> <p>(1) 1種家族 <u>月額5,800円(年額69,600円)</u></p> |

| 改 正 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(2) 2.3種家族 <u>月額6,000円(年額72,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,300円(年額39,600円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 組合金</p> <p>第28条～第38条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p> <p>第39条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第63条 (略)</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>一 略</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金、国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金並びに国保事業安定積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>第65条～第67条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑則</p> <p>第68条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 罰則</p> <p>第69条～第73条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1. この規約は、平成27年4月1日から施行する。 (第14条第1項・第16条の2の第二号 支給額の改正) (第18条基礎賦課額(均等割)及び後期高齢者支援金等賦課額の改定) (第64条第二号国保事業安定積立金追加)</p> <p>2. 第14条第1項について、葬祭を行った日が施行日前である葬祭費については、なお従前の例による。</p> <p>3. 第16条の2の第二号について、死亡日が施行日前である死亡見舞金については、なお従前の例による。</p> | <p>(2) 2.3種家族 <u>月額5,500円(年額66,000円)</u></p> <p>ロ 後期高齢者支援金等賦課額 <u>月額3,200円(年額38,400円)</u></p> <p>ハ 介護納付金賦課額 月額3,700円(年額44,400円)</p> <p>2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p> <p>第19条～第27条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 組合金</p> <p>第28条～第38条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 役員、顧問、相談役、支部役員及び職員</p> <p>第39条～第55条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>第56条～第59条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第9章 業務の執行及び会計</p> <p>第60条～第63条 (略)</p> <p>(財産の管理)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>一 略</p> <p>二 積立金は、国民健康保険法施行令第19条に定める特別積立金、国民健康保険法施行令第20条に定める給付費等支払準備金のほか、別途積立金、事務所維持・拡充積立金、役員退職慰労金積立金及び職員退職手当積立金とし、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>第65条～第67条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 雑則</p> <p>第68条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第11章 罰則</p> <p>第69条～第73条 (略)</p> |

質疑応答の要旨

Q 要望ですが、葬祭費の引き上げが提案されている中で、3種組合員だけが0となっているが、継子扱いするようで見栄えが良くない。私の支部では3種組合員は亡くなるのは非常に少ない。岩手県では偶々震災があり、3種組合員も死亡したが、3種組合員は亡くなる前に退職する方が多いと感じている。

従って予算的にも大きな負担とはならないと思うので、今後の検討課題として検討して頂きたい。

(岩手県支部 中屋敷修議員)



中屋敷議員

Q 葬祭費の支給額がかなり上がっている気がする。保険料を引き上げるのでその代わりでこの形になったと思うが、国保組合も高齢化が進み、これから支給額も多くなっていくと思うが、どういう形で決められたのか経緯をお聞きしたい。今まで職員の給与について委員会を設置して是正が行なわれたが、葬祭費は2倍に上がったところもあるので、全国歯の中でバラツキがある。そこのところを教えてください。

(富山県支部 山崎安仁議員)



山崎議員

の人数構成から逆に減少になる。それから、後期高齢者組合員は、この前の資格調査でかなり減った。又今回の後期高齢者組合員の所得割を賦課することで残らない可能性がある。従って高齢化が伸びていくことは当組合では有り得ない。

(鈴木副理事長)

A 相互扶助というのが一つ大きな目的である。人生の最後を迎える先生にはいくばくかでも国保組合として気持ちを示すことが必要ではないかということがあった。

又、全歯連の調査の結果、全国の歯科医師国保の平均より低かった。鹿児島県の1種が50万円、家族が全国平均が9万円に対して当組合は5万円であった。全国の国保組合の中でも20府県が集まっている全国歯として、せめて全国平均並みにできないかということで、提案の金額とした。

(齊藤専務理事)

追加答弁 高齢の組合員が増えると話しがでたが、28年から5年間は増えるが、それ以降は当組合

Q 有難うございました。一方で2倍にも上がり、一方では0というのは不公平感がある。そこのところはよく精査して対応して頂きたい。保険料を上げるのだから、解らないでもないが、組合員としては少しでも保険料を抑えて、減るものを抑えてもらいたいという考えがある。亡くなった時に対応するのは解るが、一種組合員はずっと保険料が上がっていく。そこのところを良く考えて今後対応して頂きたい。

(富山県支部 山崎安仁議員)

第3号議案 平成27年度事業計画(案) について議決を求める件 齊藤専務理事

平成27年度事業計画(案)について次のとおり趣旨説明があり、質疑応答のあと採決に入り、賛成多数により可決決定された。

概況

平成27年度国の予算編成についての議論が平成26年12月22日にされ、予算編成の基本方針案が示され、国と地方を合わせた基礎的財産収支の32年度黒字化を堅持すると明記した。消費税10%への引き上げ延期を踏まえ、これを実施の財源と見込む社会保障充実の諸施策については、「消費税8%を前提に行う」とした。さらに、社会保障分野の歳出抑制のため、①医療・介護を中心に社会保障給付について、都道府県ごとの医療提供体制と地域の医療費の差にも着目した医療費の適正化の推進。②介護職員の処遇改善等の推進と経営状況等を踏まえた介護報酬の適正化。③協会けんぽに対する国庫補助の安定化と超過準備金が生じた場合の特例措置。④生活困窮者に対する自立支援の強化と生活保護の適正化を進めるとしている。

国保組合の国庫補助見直しは、今通常国会に提出予定の医療保険制度改革関連法案に盛り込まれる。所得水準の高い国保組合に対する国庫補助を負担能力に応じた負担とする観点から、28年度から5年間かけて11区分の平均所得に応じて、段階的に見直すとした。

国保組合の国庫補助には定率補助、組合普通調整補助金、組合特別調整補助金があるが、定率補助について最も所得の低い区分の国保組合には現在の32%を維持する一方、所得10万円刻みで原則として2%ずつ引き下げる。

その結果、見直し最終年度となる平成32年度の定率補助は、所得に応じて、①150万円未満は32%、②150～160万円未満は30%、③160～170万円未満は28%、④170～180万円未満は26%、⑤180～190万円未満は24%、⑥190～200万円未満は22%、⑦200～210万円未満は20%、⑧210～220万円未満は18%、⑨220

～230万円未満は16%、⑩230～240万円未満は14%、⑪240万円以上は13%の11区分となる。

健康保険の適用除外承認を受けて平成9年9月以降に組合特定被保険者になった者に対する定率補助が13%であることを考慮し、最も所得が高い区分でも13%を確保する。組合特定被保険者の定率補助は、医療給付分はこれまでと同様13%とするが、現在16.4%の後期高齢者支援金、介護納付金分は今回の見直しで13%まで5年かけて段階的に引き下げるなど、厚労・財務の大臣折衝で合意をした。

このように、国庫補助が削減され、国保組合の財政運営が厳しさを増し、支援金・納付金が組合の療養給付費を上回り増加し続ける状況の中での組合運営となっている。

I. 事業運営の方針

医療保険制度改革関連法案に盛り込まれる、定率補助率を5年間かけて段階的に引き下げる案が示された。当国保組合では平成26年より国庫補助の引き下げに対応するために保険料を段階的に引き上げてきた。引き上げた保険料は、国保事業安定積立金として、国庫補助率引き下げに対応するべく積み立てることとしたい。今後、保険者機能を発揮した事業運営の確立に努めるとともに、国保組合の特性である組合員の相互扶助の精神で被保険者の疾病に対する保険給付と健康管理を推進する保健事業を実施し、時代に適応した組合運営に向けて最善の努力をして参りたい。

II. 実施事業

1. 保険料

一 基礎賦課額

(1) 所得割賦課額 (1種組合員に賦課)

① 保険診療者

- ア. 前年の保険診療報酬の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- イ. 医療法人は、各医療機関ごとに前年の保険診療報酬額の合算額の1000分の6.5を乗じた額
- ウ. 上限賦課額 月額 32,500円 (年額 390,000円)
- エ. 下限賦課額 月額 4月 1,900円、5月～3月 1,600円 (年額 19,500円)
- オ. 1種組合員が開設する同一医療機関において、当該組合員の夫婦・親子である1種組合員のうち、2人目以降の者の所得割賦課額を免除する。

② 非保険診療者 (矯正標榜者・医療法人を含む)

- ア. 月額 32,500円 (年額 390,000円)
- イ. 非保険診療者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が、390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。

(2) 均等割賦課額 (1人当たり)

| 種 別 | 賦課額 (月額) | 種 別 | 賦課額 (月額) |
|----------|--------------------------|----------|------------------------|
| 1種組合員 | 7,800円 → <u>8,600円</u> | 3種組合員 | 8,500円 → <u>9,000円</u> |
| 1種組合員の家族 | 5,800円 → <u>6,600円</u> | 3種組合員の家族 | 5,500円 → <u>6,000円</u> |
| 2種組合員 | 16,000円 → <u>16,500円</u> | 後期高齢者組合員 | 5,800円 → <u>6,600円</u> |
| 2種組合員の家族 | 5,500円 → <u>6,000円</u> | の家族 | |

※ 基礎賦課額には、前期高齢者納付金1人当たり 2,157円が含まれる。

二 後期高齢者支援金等賦課額

| | |
|--------------|--|
| 組合員及び組合員の世帯員 | 1人当たり月額 3,200円 → <u>月額 3,300円</u> (年額 38,400円) (年額 39,600円) |
|--------------|--|

三 介護納付金賦課額

| | |
|---|--------------------------------|
| 組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者のうち 40歳以上 65歳未満の者 | 1人当たり月額 3,700円 (年額 44,400円) |
|---|--------------------------------|

四 後期高齢者賦課額

| | |
|----------|------------------------------|
| 後期高齢者組合員 | 1人当たり 月額 5,000円 (年額 60,000円) |
|----------|------------------------------|

五 後期高齢者組合員の所得割賦課額

後期高齢者組合員が開設又は管理する医療機関において、2種組合員を雇用している場合、又は当該組合員の夫婦・親子である1種組合員が診療に従事している場合は、後期高齢者組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。

算定方法については、一般の1種組合員と同じ方法とする。(平成27年4月1日施行)

2. 保険料賦課額の免除

3種女性組合員の一人親 (離婚などにより独りで生計を営んでいる女性) の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者のうち2人目以降の者は、次に掲げる保険料賦課額を免除する。

| | |
|------------------|--|
| 一 基礎賦課額 (均等割賦課額) | 1人当たり 月額 5,500円 → <u>月額 6,000円</u> (年額 66,000円) (年額 72,000円) |
| 二 後期高齢者支援金等賦課額 | 1人当たり 月額 3,200円 → <u>月額 3,300円</u> (年額 38,400円) (年額 39,600円) |

3. 療養給付費等の支給

(1) 給付割合

| 種 別 | 給付割合 |
|------------------------------------|------|
| 1. 組合員 | 7割給付 |
| 2. 家族 | 7割給付 |
| 3. 義務教育就学前まで | 8割給付 |
| 4. 前期高齢者のうち (70～74歳) | |
| ・現役並み所得者 | 7割給付 |
| ・一般所得者で平成26年4月1日以前に70歳から74歳となっている者 | 9割給付 |
| ・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者 | 8割給付 |

(2) 歯科給付

1種・2種・3種組合員及びその世帯員の歯科給付については、次のとおりとする。

- ① 他の医療機関における受診については給付する。
- ② 自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関における受診と、それに伴う処方箋の発行による調剤については給付しない。

(3) 高額療養費の支給

- ・同一被保険者が同一月内に、同一医療機関で支払った一部負担金が自己負担限度額を超える場合、申請により支払った一部負担金から自己負担限度額を控除した額を支給する。
- ・入院及び外来に係る高額療養費は、あらかじめ保険者に申請して、自己負担限度額に係る認定証の交付を受けている場合は、高額療養費は現物給付とし、一医療機関ごとの窓口での支払を自己負担限度額に止めることとする。
- ・保険薬局及び指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができる。

| 70歳未満 | 所得要件 | 限度額 |
|-------|---------------------------|--|
| | 旧ただし書所得 901万円超 | 252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数該当:140,100円〉 |
| | 旧ただし書所得 600万円超～901万円以下 | 167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数該当:93,000円〉 |
| | 旧ただし書所得 210万円超～600万円以下 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数該当:44,400円〉 |
| | 旧ただし書所得 210万円以下 | 57,600円 〈多数該当:44,400円〉 |
| | 住民税非課税 | 35,400円 〈多数該当:24,600円〉 |

| 70 ～ 74歳未満 | 区分 | 所得要件 | 窓口負担割合 | 限度額 | |
|------------------|---------------------|---------------------|------------|---------|--|
| | | | | 外来 | |
| | 現役並み所得 | 課税所得 145万円以上 | 3割 | 44,400円 | 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数該当:44,400円〉 |
| | 一般 | 課税所得(※1) 145万円未満 | 2割 (※2) | 12,000円 | 44,400円 |
| | 低所得Ⅱ | 住民税非課税 | | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | 住民税非課税 (所得が一定以下) | 15,000円 | | | |

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
また、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※2 特例措置対象被保険者の窓口負担割合は1割。

【注】

- ① 〈 〉内は、多数該当(過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当)の場合
- ② 75歳到達月における自己負担限度額の特例
75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1とする。

(4) 高額医療・高額介護合算制度

高額療養費の算定対象世帯において介護保険受給者がいる場合、被保険者の申請により、医療と介護の自己負担限度額を合算し、一定の自己負担限度額を超える自己負担について療養費として支給する。

なお、平成27年度は、年度途中で次のとおり変更となる。

| | | < 現行 > (平成26年8月～27年7月) | | < 平成27年8月以降 > | |
|-------|---------------------------|------------------------|-------|---------------------------|-----------|
| 70歳未満 | 所得要件 | 限度額 | 70歳未満 | 所得要件 | 限度額 |
| | 旧ただし書所得 901万円超 | 1,760,000 | | 旧ただし書所得 901万円超 | 2,120,000 |
| | 旧ただし書所得 600万円超～901万円以下 | 1,350,000 | | 旧ただし書所得 600万円超～901万円以下 | 1,410,000 |
| | 旧ただし書所得 210万円超～600万円以下 | 670,000 | | 旧ただし書所得 210万円超～600万円以下 | 670,000 |
| | 旧ただし書所得 210万円以下 | 630,000 | | 旧ただし書所得 210万円以下 | 600,000 |
| | 住民税非課税 | 340,000 | | 住民税非課税 | 340,000 |

| 70歳未満 | 所得要件 | 限度額 | 70歳未満 | 所得要件 | 限度額 |
|-------|-------------------------|---------|-------|---------------------|---------|
| | 課税所得 145万円以上 | 670,000 | | 課税所得 145万円以上 | 670,000 |
| | 課税所得(※1) 145万円未満(※2) | 560,000 | | 課税所得 145万円未満(※2) | 560,000 |
| | 住民税非課税 | 310,000 | | 住民税非課税 | 310,000 |
| | 住民税非課税 (所得が一定以下) | 190,000 | | 住民税非課税 (所得が一定以下) | 190,000 |

※1 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※2 ※1に加え、旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(5) 出産育児一時金の支給

被保険者が出産した時は、申請により出産育児一時金を支給する。

| | |
|-------|----------|
| 1児につき | 420,000円 |
|-------|----------|

【注】

産科医療補償制度に加入する医療機関等(加入分娩機関)において出産した場合は、加入分娩機関で出産したことを証明する所定の印を押された領収書等の写しを支給申請書に添付する。

(6) 葬祭費の支給

組合員及びその家族が死亡した時は、申請により葬祭費を支給する。

(平成 27 年 4 月 1 日施行)

| 種 別 | 金 額 |
|---------------|-----------------------------|
| 1 種組合員 | 200,000 円→ <u>300,000 円</u> |
| 2 種組合員 | 100,000 円→ <u>150,000 円</u> |
| 3 種組合員 | 100,000 円→100,000 円 |
| 1・2・3 種組合員の家族 | 50,000 円→ <u>100,000 円</u> |
| 後期高齢者組合員の家族 | 50,000 円→ <u>100,000 円</u> |

【注】

葬祭を行った日が施行日前である葬祭については、従前の支給額とする。

(7) 療養費の支給

療養の給付が困難なときは、申請により療養費を支給する。

① 診療費

やむを得ず被保険者証を提出できずに医療機関に受診したものの診療費
(薬剤費、海外療養費を含む)

② 補装具

治療用装具(補装具、弾性着衣、小児弱視の眼鏡など)

③ 柔道整復師

柔道整復師の施術

④ あん摩・マッサージ

あん摩師・マッサージ師の施術

⑤ はり・きゅう

はり師・きゅう師の施術

⑥ その他

上記の療養費に該当しない療養費(看護、生血等)

(8) 移送費の支給

医師の指示により入院、転院、又は通院の際に歩行が困難なためタクシーなどで移送した場合、また骨髄、臍帯血の搬送に要した費用について申請により移送費を支給する。

(9) 傷病手当金の支給

組合員が入院した場合、申請により 1 日目から傷病手当金を支給する。

なお、同一年度内 90 日を限度とする。

| 種 別 | 金 額 |
|-----------------|---------|
| 1 種組合員入院 1 日につき | 4,000 円 |
| 2 種組合員入院 1 日につき | 1,500 円 |
| 3 種組合員入院 1 日につき | 1,500 円 |

4. 保健事業

(1) 保健事業費の交付

| 種 別 | 金 額 |
|---------------------------|-------------|
| 定額交付分(1 支部当たり) | 1,550,000 円 |
| 被保険者割交付分 (被保険者 1 人当たり) | 440 円 |

(2) 節目健診事業

組合員及び節目健診に該当した 1 種組合員の被保険者である配偶者に対して、1 人当たり 30,000 円まで補助する。

節目健診の対象者は、次のとおりとする。

① 1 種組合員・2 種組合員

1 種組合員及び 2 種組合員のうち、平成 27 年度中に 30 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する者。

② 1 種組合員の配偶者

①に該当した 1 種組合員の配偶者。なお、この場合の配偶者の年齢は問わない。

③ 3 種組合員

3 種組合員のうち、平成 27 年度中に 20 歳以上の 5 歳ごとの節目の年齢に達する者。

(3) インフルエンザ予防接種補助事業

インフルエンザ予防接種を受けた 1 種組合員(後期高齢者組合員を除く)、2 種組合員、3 種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して 1 人当たり 2,000 円を限度に補助する。

(4) 特定健康診査・特定保健指導

一 特定健康診査

① 40 歳～74 歳の組合員及び家族を対象に特定健康診査を実施する。

② 受診は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。

③ 費用は次のとおりとする。

基本項目 自己負担 0 割

詳細項目 自己負担 0 割

ただし、特定健康診査項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

二 特定保健指導

① 特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者を対象に特定保健指導を実施する。

② 指導は「特定健診・保健指導の実施に関する基準」を満たす医療機関・健診機関に委託して実施する。

③ 費用は次のとおりとする。

動機付け支援 自己負担 0 割

積極的支援 自己負担 0 割

(5) 国保ヘルスアップ事業

データ分析に基づく保健事業

国保データベース(KDB)を活用した効率的、効果的な保健事業の推進。

(6) 資金貸付事業

① 高額療養費資金貸付事業

被保険者が高額療養費の支給の対象となった時、申請により貸付ける。

② 出産資金貸付事業

被保険者が出産した時、申請により貸付ける。

(7) 医療費通知

被保険者に対する医療費通知を実施する。

(8) 健康啓発事業

組合員の健康増進のために、節目健診等一般健診の受診率の向上を図り、保険者に実施が義務付けられている、生活習慣病予防対策の特定健診・特定保健指導について、対象者が容易に受診できるように被保険者に周知し理解を得られるように啓発活動を行なう。

(9) 後期高齢者組合員保健事業

後期高齢者組合員に対して次の各号に掲げる事業を行なう。

① 傷病見舞金の支給

後期高齢者組合員が入院した場合、申請により 1 日目から傷病見舞金を支給する。なお、同一年度内の 90 日(後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を支給している場合は、その支給期間を含める。)を限度とする。

| | |
|-------------------|---------|
| 後期高齢者組合員入院 1 日につき | 4,000 円 |
|-------------------|---------|

② 死亡見舞金の支給

後期高齢者組合員が死亡したときは、当該組合員の遺族に対し死亡見舞金を支給する。
(平成 27 年 4 月 1 日施行)

| | |
|----------|-----------------------------|
| 後期高齢者組合員 | 200,000 円→ <u>300,000 円</u> |
|----------|-----------------------------|

【注】

死亡日が施行日前である死亡見舞金については、従前の支給額とする。

5. レセプト点検の実施

レセプト点検を実施し適正な療養給付費の給付を行なうとともに、費用対効果の効率化に努める。

6. 広報活動の実践

(1) 組合報の発行

(2) ホームページの活用

Ⅲ. 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しを実施されると、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

Ⅳ. 事務研修会の開催

(1) 支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために研修会を開催する。

(2) 東京事務所職員対象の研修会

東京事務所職員が全員、国保業務に精通し人事異動等に迅速かつ適正な対応等、国保業務のプロとして知識及び能力のレベルアップを図り、全国歯の事務処理の適正化及び効率化に資するために研修会を開催する。

Ⅴ. 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議及びコンプライアンスに関する研修会（予定）の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅵ. 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

事前質問

質疑応答の要旨

1. 被保険者証の材質について

Q 被保険者証は平成26年度から新基幹システムのもとでプラスチック合成紙製を各支部でレーザープリンタでプリントして発行している。プラスチック製のものと比べ薄く、材質的にも強度がないなど、多数の組合員から苦情がでている。今後材質の強度を上げてもらえないか。
(京都府支部 内藤春生議員)

A 2年毎に被保険者証の一斉更新を行うが、それは外部委託でプラスチック製で作成する。

新規加入、再発行の場合は組合員の利便性を図るため支部で即日発行する。

この即日発行の被保険者証はレーザープリンタで作成するため、プラスチック合成紙製を使用している。今後、この即日発行についても材質の改善を図る予定である。

27年8月の一斉更新の被保険者証は厚みのあるプラスチック製となる。
(神田課長)



内藤議員

質疑応答の要旨

Q 支援金、納付金が組合の療養給付費を上回る状況で厳しい組合運営となっている。その中で国庫補助の定率補助が大幅削減になるという。

端的にいうと本組合の存亡にかかわる事態を迎えている。尾上理事長、齊藤専務理事はじめ執行部の先生方の努力により、少し明るい兆しが見えてきた。定率補助削減阻止に向けて、各府県で自民党国会議員の同意書の署名集めを行った結果、約90名の署名が集まった。木村義雄議員はじめ多くの議員の支援を頂いている。大きな効果をもたらすものと期待している。

しかし、この中に歯科系議員の名前が見当たらない。唯一、沖縄県の比嘉奈津美衆議院議員が署名しているのみである。この署名には何をさておいても真っ先に歯科系議員が署名すべきであるのに納得がいかない。特に職域代表の議員の名前がないのは理解できない。この経緯についてお聞かせ願いたい。

(沖縄県支部 高江洲實議員)

A 国庫補助の見直しは民主党政権時代に厚労省のA案、B案が示されてきたことは、報告してきたところである。昨年秋に実施間近になってくるということで、日歯の堀常務から、社会保障審議会保険医療部会でも歯科医師会として提案したいので、内容について話を聞きたいという連絡があった。そこで、日歯に行き村上専務とお話し、この問題は従来連盟が主導して対応している、日歯連盟、そして我々が分析資料を持っているので三者で話を進めることになった。

そして、昨年10月29日、石井みどり議員が幹事長の歯科議員連盟の総会が開催された。これは、単独で厚労省に話し掛けをするより歯科議員連盟を通じて説明した方が良いだろうと村上専務、峰理事長の話があり、石井みどり議員に話をし実現した。

この場で事情を説明し、うまく行くかと思っていたが、一回だけでは厚労部に届かないと木村義雄議員から言われ、その後も色々働き掛けをし



高江洲議員

てきたが、残念ながら石井事務所との連携がうまく行かなかった。石井議員は全歯連が対外的に最も大きい組織であるので国庫補助問題は全歯連の会長のもとで、国会議員に対して働き掛けるのが筋であるという考え方である。我々としては、それでは弱いと思い、署名活動に入ったが、石井議員は自民党で厚労族の先生に相談したところ、「歯科だけで勝手に動くな」という声があったと聞いている。それ以後は石井議員は率先して動くことは控えるようになったと感じている。2月19日、自民党の厚生労働部会と社会保障制度に関する特命委員会と医療に関するプロジェクトチームの合同会議が開催された。この会議に私と事務局長が参加してきた。

合同会議では、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法案」を了承したが、特に歯科医師国民健康保険組合の国庫補助引き下げに関する議論があった。厚労省が26年度の国保組合所得調査結果を示した。それによると、国保組合全体の所得の平均額は241万円で、歯科医師国保組合の平均所得額は225万円であった。ここで、木村義雄議員から「所得水準の高いところを見直すのは解るが、平均所得の歯科医師国保組合を下げるのはおかしい。平均より所得の低い国保組合の見直しは必要ない。この資料は厚労省、あなた方が出してきた資料だよ」と指摘した。

この発言で審議がストップした。このため法案自体は了承した上で、歯科医師国保への国庫補助の扱いについては、野田特命委員長、鴨下プロジェ

クトチーム座長、高鳥厚労部会長に一任され、三者による調整を図ることになった。

国庫補助の削減は28年からで一年の猶予がある。木村議員の議員会館で国保課長と2、3回会話を詰めてきた。

10日程前の日歯代議員会で、ある単県国保からの情報では、医師国保組合の平均所得が716万円で、全体の平均所得の240万円以上であるので補助率が13%になるが、当初医師国保組合は0%だったので13%になることを喜んでしたが、医師国保も我々の動きを知ってか反対といているというのだ。見直しの一つが5年毎に実施してい

る所得調査を毎年実施するよう求めている。

これに関して、3日前に国保課長から「全国歯の事務所に出向いて、所得調査について話を聞きたい」と電話で申し出があった。恐らく毎年所得調査を実施することが可能か聞きたいのだと思っている。5年毎の調査でも苦情があるなかで、会って話を聞いてみないと解らないが、国庫補助の見直しに関するこれまでの経緯です。

石井みどり議員については広島県の会長をお願いしているところですが、今のところ署名は頂いていない。

(齊藤専務理事)

第4号議案 平成27年度歳入歳出予算(案)について議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長から、平成27年度歳入歳出予算(案)について、プロジェクターを用いて趣旨説明の後、質問がなく採決に入り、原案どおり全員挙手により可決承認された。

**全国歯科医師国民健康保険組合
平成27年度 歳入歳出予算書総括表**

歳入 (単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-------------|------------|------------|-----------|
| 1. 国民健康保険料 | 12,667,952 | 12,063,568 | 604,384 |
| 2. 使用料及び手数料 | 1 | 1 | 0 |
| 3. 国庫支出金 | 4,096,804 | 3,874,500 | 222,304 |
| 4. 前期高齢者交付金 | 2 | 2 | 0 |
| 5. 共同事業交付金 | 178,119 | 261,865 | ▲ 83,746 |
| 6. 財産収入 | 25,307 | 20,153 | 5,154 |
| 7. 繰入金 | 7 | 6 | 1 |
| 8. 繰越金 | 2,700,000 | 2,000,000 | 700,000 |
| 9. 諸収入 | 3,284 | 1,391 | 1,893 |
| 歳入合計 | 19,671,476 | 18,221,486 | 1,449,990 |

歳出 (単位：千円)

| 款 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|--------------|------------|------------|-----------|
| 1. 組合会費 | 19,120 | 15,956 | 3,164 |
| 2. 総務費 | 660,415 | 530,228 | 130,187 |
| 3. 保険給付費 | 8,067,055 | 7,692,915 | 374,140 |
| 4. 後期高齢者支援金等 | 3,497,339 | 3,467,962 | 29,377 |
| 5. 前期高齢者納付金等 | 2,332,722 | 2,109,652 | 223,070 |
| 6. 老人保健拠出金 | 101 | 101 | 0 |
| 7. 介護納付金 | 1,543,437 | 1,544,078 | ▲ 641 |
| 8. 共同事業拠出金 | 308,440 | 393,120 | ▲ 84,680 |
| 9. 保健事業費 | 330,053 | 302,947 | 27,106 |
| 10. 積立金 | 589,116 | 48,390 | 540,726 |
| 11. 諸支出金 | 1 | 1 | 0 |
| 12. 予備費 | 2,323,677 | 2,116,136 | 207,541 |
| 歳出合計 | 19,671,476 | 18,221,486 | 1,449,990 |

**全国歯科医師国民健康保険組合
平成27年度 歳入歳出予算書**

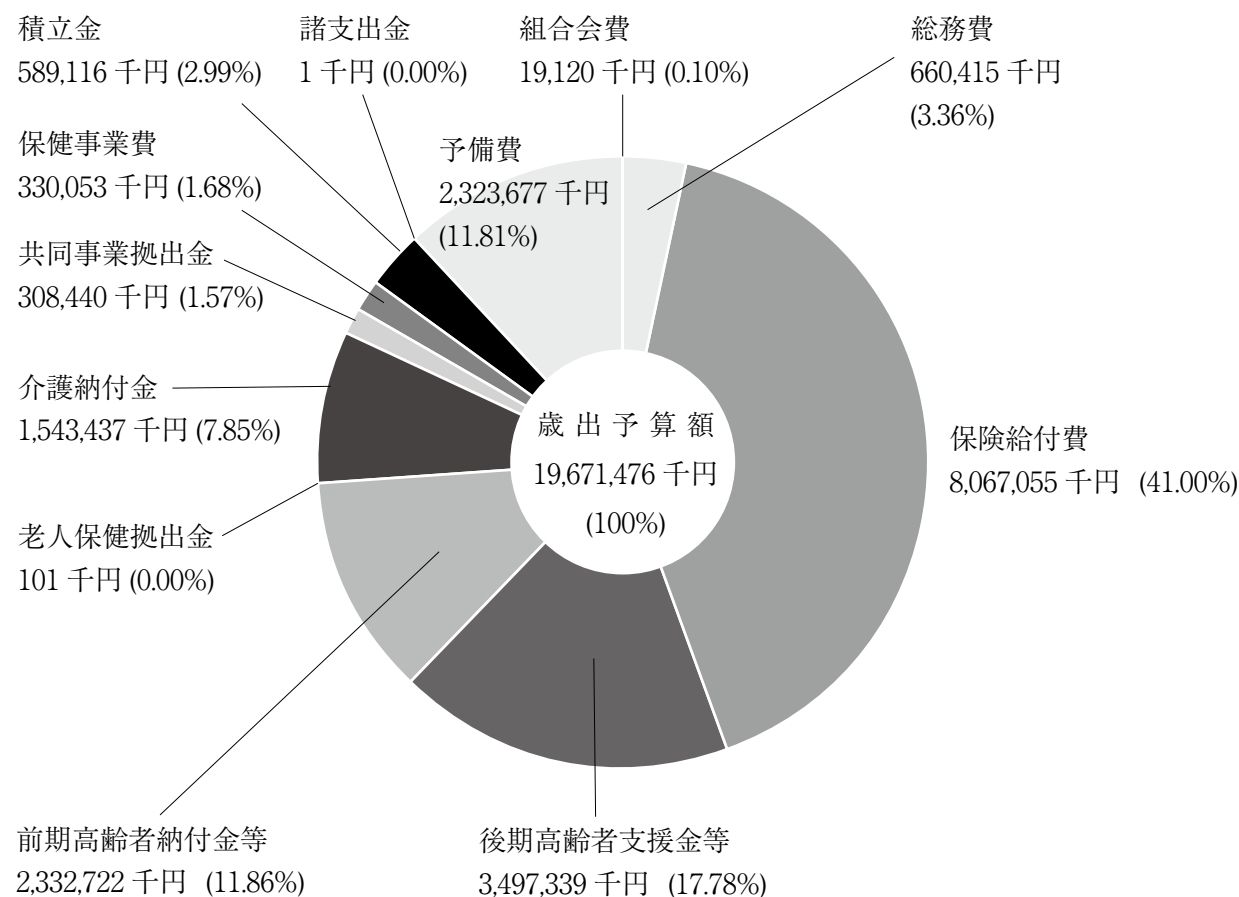
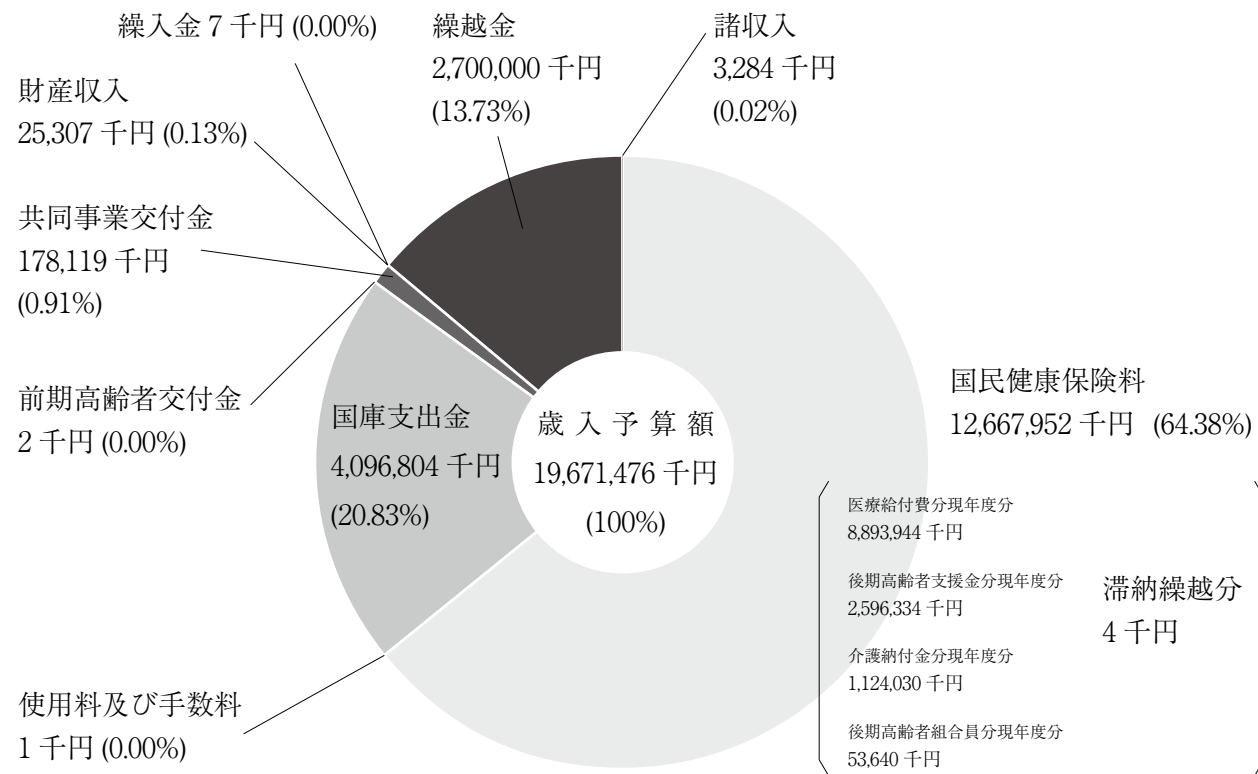
歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 予算額 |
|-----------------|-------------------|------------|
| 1. 国民健康保険料 | | 12,667,952 |
| | 1. 国民健康保険料 | 12,667,952 |
| 2. 使用料及び手数料 | | 1 |
| | 1. 督促手数料 | 1 |
| 3. 国庫支出金 | | 4,096,804 |
| | 1. 国庫負担金 | 35,572 |
| | 2. 国庫補助金 | 4,061,232 |
| 4. 前期高齢者交付金 | | 2 |
| | 1. 前期高齢者交付金 | 2 |
| 5. 共同事業交付金 | | 178,119 |
| | 1. 共同事業交付金 | 178,119 |
| 6. 財産収入 | | 25,307 |
| | 1. 財産運用収入 | 25,307 |
| 7. 繰入金 | | 7 |
| | 1. 特別積立金繰入金 | 1 |
| | 2. 給付費等支払準備金繰入金 | 1 |
| | 3. 別途積立金繰入金 | 1 |
| | 4. 事務所維持・拡充積立金繰入金 | 1 |
| | 5. 役員退職慰労金積立金繰入金 | 1 |
| | 6. 職員退職手当積立金繰入金 | 1 |
| 7. 国保事業安定積立金繰入金 | 1 | |
| 8. 繰越金 | | 2,700,000 |
| | 1. 繰越金 | 2,700,000 |
| 9. 諸収入 | | 3,284 |
| | 1. 延滞金及び過料 | 1 |
| | 2. 立替収入 | 1 |
| | 3. 預金利子 | 919 |
| | 4. 雑収入 | 2,363 |
| 歳入合計 | 合計 | 19,671,476 |

歳出

| 款 | 項 | 予算額 |
|--------------|---------------|------------|
| 1. 組合会費 | | 19,120 |
| | 1. 組合会費 | 19,120 |
| 2. 総務費 | | 660,415 |
| | 1. 総務管理費 | 660,414 |
| | 2. 徴収費 | 1 |
| 3. 保険給付費 | | 8,067,055 |
| | 1. 療養諸費 | 7,087,979 |
| | 2. 高額療養費 | 552,078 |
| | 3. 移送費 | 1,000 |
| | 4. 出産育児諸費 | 327,344 |
| | 5. 葬祭費 | 24,920 |
| 6. 傷病手当金 | 73,734 | |
| 4. 後期高齢者支援金等 | | 3,497,339 |
| | 1. 後期高齢者支援金等 | 3,497,339 |
| 5. 前期高齢者納付金等 | | 2,332,722 |
| | 1. 前期高齢者納付金等 | 2,332,722 |
| 6. 老人保健拠出金 | | 101 |
| | 1. 老人保健拠出金 | 101 |
| 7. 介護納付金 | | 1,543,437 |
| | 1. 介護納付金 | 1,543,437 |
| 8. 共同事業拠出金 | | 308,440 |
| | 1. 共同事業拠出金 | 284,783 |
| | 2. 共同事業負担金 | 23,657 |
| 9. 保健事業費 | | 330,053 |
| | 1. 特定健康診査等事業費 | 63,485 |
| | 2. 保健事業費 | 266,568 |
| 10. 積立金 | | 589,116 |
| | 1. 積立金 | 589,116 |
| 11. 諸支出金 | | 1 |
| | 1. 償還金 | 1 |
| 12. 予備費 | | 2,323,677 |
| | 1. 予備費 | 2,323,677 |
| 歳出合計 | 合計 | 19,671,476 |

平成 27 年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



報告事項

【全国歯関係】

1. 規則・規程条文の改正について

① 規約施行規則条文の一部改正について
規約施行規則第4条第3項の所得割賦課額の免除規程で、「当該組合員の世帯に属する夫婦・親子である1種組合員・・・」で同じ世帯でなく別の世帯である場合があるので、同規定から、世帯に属するを削除した。(神田課長)

② 積立金規程条文の一部改正について

国庫補助の見直しが行われていることに対応するため、平成26年度より保険料を引き上げているが、事業会計と区別するために「国保事業安定積立金」を設置したことに伴い、積立金規程に積立金の種類、積立の方法及び積立金の処分についてを規定した。(北島係長)

③ 法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

法令遵守のための実践計画は毎年策定することになっているので、平成26年度実践計画の内容は昨年度と同じ。(北島係長)

2. 国保組合被保険者の課税標準額調査の実施結果について

栃木県で抽出した調査対象世帯は3,452世帯で回答世帯は2,909世帯で回答率は84.27%であった。

また、回答者の平均課税標準額は1種組合員3,713,372円、2種組合員は2,335,596円、3種組合員は828,036円、全体では2,360,937円であった。(齊藤専務理事)

3. 社会保障・税番号制度(マイナンバー)導入スケジュールと全国歯の対応について

平成27年10月に住民票のある市町村より一人一人に12桁のマイナンバーが記載された通知カードが届き、平成28年1月より利用が開始される。平成29

年1月より国の機関間での情報連携が開始されていく国のスケジュールとなっており、全国歯としても医療保険者として適正に対応していく。

全国歯としては、被保険者全員分のマイナンバーの取得のための収集作業、管理するためのシステム改修など、その他導入に係る整備を行う予定。なお、これら導入に関する経費については国より補助されることとなっている。(円谷次長)

4. 平成26年度療養給付費・総医療費の状況について

4月から1月までの療養給付費は、対前年度同期比で2.07%の伸び、同総医療費は対前年同期比で2.07%の伸びであった。特に10月6.56%の伸び、11月3.32%減、12月7.47%の伸び、1月8.77%の伸びと10月から1月までは伸縮の差が大きかった。この1月と12月の突出した原因については調査する。

(田邊事務局長)



5. 平成27年度会議開催予定表について

平成27年度会議開催予定は記載のとおりであるが、平成28年3月開催の第7回常務会、打合会、第78回通常組合会の日程は調整中となっているが、平成28年3月17日(木)とします。来年は診療報酬改定の年なので、説明会を日曜日に開催する府県もあるので、この日程にしました。(齊藤専務理事)

全国歯科医師国民健康保険組合平成27年度会議開催予定表 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

| 年 | 月 | 日(曜) | 会議名 | 時間 | 場所 |
|-----|--------|---------|----------------------------|-------------------------|---|
| 27年 | 4月 | 24日(金) | 職員事務研修会 | 13:00～17:00 | ハートンホテル京都 |
| | | ～25日(土) | | 9:00～15:00 | |
| | 5月 | 27日(水) | 第1回常務会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | 6月 | 10日(水) | 第1回監事会 | 10:00 | フクラシア東京ステーション |
| | | | 第1回理事会 | 13:00 | フクラシア東京ステーション |
| | 7月 | 26日(日) | 第1回議長団打合会 | 10:00 | フクラシア東京ステーション |
| | | | 第2回常務会 | 11:00 | フクラシア東京ステーション |
| | | | 第77回通常組合会 | 12:00 | フクラシア東京ステーション |
| | 8月 | 5日(水) | 第2回理事会(新理事 における理事会) | 13:00 | フクラシア東京ステーション |
| | | 26日(水) | 第3回常務会 東京事務所事務研修会 | (理事会終了後) 10:00 | フクラシア東京ステーション 東京事務所 |
| 10月 | 7日(水) | 第4回常務会 | 13:00 | 東京事務所 | |
| 11月 | 11日(水) | 第5回常務会 | 11:00 | フクラシア東京ステーション | |
| | | 第3回理事会 | 13:00 | フクラシア東京ステーション | |
| 28年 | 2月 | 16日(火) | 第6回常務会 | 13:00 | 東京事務所 |
| | 3月 | 2日(水) | 第2回監事会 第4回理事会 | 10:00 13:00 | フクラシア東京ステーション フクラシア東京ステーション |
| | | 17日(木) | 第7回常務会 打合会 第78回通常組合会 | 10:00 12:00 13:00 | フクラシア東京ステーション フクラシア東京ステーション フクラシア東京ステーション |

【全協関係の報告】

平成27年度3月6日金曜日13時から、信濃町にある明治記念館で全協の第64回通常総会が開催された。

第1号議案、27年度事業計画、第2号議案、27年度会費、第3号議案、27年度一般会計収支予算、第4号議案、27年度共同事業特別会計収支予算、第5号議案、27年度高額医療費共同事業特別会計収支予算、第6号議案の補欠役員を選任について6つの議案すべて原案どおり可決された。(田邊事務局長)

【全歯連関係の報告】

平成27年3月3日火曜日13時30分から、アルカディア市ヶ谷で全歯連の平成26年度第2回の通常総会が開催された。

小澤会長の挨拶の後、来賓として尾辻参議院議員、松本純衆議院議員、全協の阿部会長、石井みどり参議院議員をはじめ歯科医師出身の国会議員、また大久保日歯会長、高木日歯連盟会長の出席があり、冒頭に祝辞があった。

議事に入り、第1号議案、平成27年度の事業計画については、従来通り前年と同じ内容で提出された。

第2号議案、会費及び徴収については、27年度の会費、賦課並びに徴収は今まで通り平等割2万円、被保険者1人あたり25円で徴収することとした。

第3号議案、歳入歳出予算案について予算総額1,542万円余とした。

以上、3議案ともすべて可決された。(仲佐副理事長)

質疑応答の要旨

要望

療養給付費・総医療費の状況で、田邊事務局長から10月の突出した件について、調査すると報告があったが、3月も極端に跳ね上がっている。この部分についても調査して知らせたい。

栃木県国保連合会にデータが集約されるようになってから、支部では把握できないので、本部で配慮願いたい。

(岩手県支部 中屋敷修議員)

要望

報告のあり方について、違和感を覚えた。最初の報告の規約施行規則の改正は、承認が理事会マターですので、理事会で決定したものを組合会で報告するのは良いが、報告のあり方は、本来役員が行うべきだと思います。その後に必要があって、数値等あるいは経緯も含めて事務局が説明するに値するのであれば、役員から事務局に指示して説明するのが良いと思う。

(岩手県支部 箱崎守男議員)



箱崎守男議員

閉会の辞(要旨)

仲佐副理事長

本日は、ご多忙の中全国からご参集いただき有難うございました。

保険給付費、前期高齢者納付金の伸びや国庫補助の見直し等、国保業務の運営も厳しい状況になってきて、保険料賦課額を1種組合員800円、2、3種組合員500円値上げせざるを得ないことは、組合員には申し訳なく思っています。国庫補助削減問題は吃緊の課題です。

所得水準の高い国保組合の国庫補助を削減するというものです。これには自民党の国会議員に働き掛けをして同意書等に署名して頂いております。

ご尽力いただいた先生方には感謝いたしております。お陰様で少しずつ理解が深まっております。国保組合の運営も厳しくなっているが、組合員の負担の軽減を図る努力をしていきますのでご支援、ご協力をお願い申し上げます。



仲佐副理事長

青森県支部

青森県はご存知のように本州最北端に位置し、春は弘前桜祭りに始まり、夏はねぶたで熱気炸裂、秋は十和田の紅葉に癒され、冬は八甲田の雪景色と、四季折々に見所のある県です。

特に来年3月には北海道函館に新幹線が延伸し、青函が一体となったイベントが目白押しです。

石川さゆりの「津軽海峡冬景色」をBGMに大間マグロを肴に地酒を一献。翌日は函館観光。というのはいかがでしょうか。

さて、青森県支部は青森県歯科医師会館内にあり、専任職員の須藤ひとみ嬢が孤軍奮闘、全ての事務処理を完遂しております。

被保険者数は平成27年2月末の時点で2,230名。内訳として1種組合員458名、2種組合員44名、3種組合員675名、組合員家族1,053名です。

支部単独事業としては平成25年度より肺炎球菌ワクチン接種に対する補助事業を実施しております。役員構成といたしましては支部長、副支部長各1名。常務理事2名(内1名兼任)。理事6名。監事2名。大ベテランの高畑支部長のもと、職務に励んでおります。

<青森支部役員名簿>

| 役 職 | 氏 名 | 氏 名 |
|-----------|---------|---------------|
| 支 部 長 | 高 畑 研 佑 | 理 事 諏 訪 琢 也 |
| 副支部長兼常務理事 | 嶋 中 繁 樹 | 理 事 福 士 賢 治 |
| 常 務 理 事 | 小 林 敏 彦 | 理 事 乗 上 功 |
| 理 事 | 柴 田 典 明 | 理 事 近 藤 磨 史 |
| 理 事 | 丸 谷 善 一 | 監 事 高 瀬 厚 太 郎 |
| 理 事 | 佐 藤 淳 | |

上段(左より)丸谷理事、柴田理事、佐藤理事

下段(左より)小林常務理事、嶋中副支部長兼常務理事、高畑支部長、近藤監事



【平成27年2月21日支部理事会出席者】

岐阜県支部

岐阜県支部のある県歯会館はJR岐阜駅から約2km程南東にあり、会館前には加納城址公園(徳川家康の娘婿(亀姫)、奥平信昌が初代城主)があり、その城址を取り囲むように地名も大手町、二之丸、長刀堀などと付けられています。

また、師範学校等に利用された後、昭和14年、本丸跡に陸軍第51航空師団司令部が設置され、戦後の昭和29年から昭和50年まで自衛隊の駐屯地として使用され、その後、昭和58年に国の史跡となっています。現在はウォーキングなどができる公園に整備され、桜の咲く頃には日中にお花見を楽しむ姿が見られます。近年、遺跡の発掘調査も時々行われ、土塁・礎石の跡や土器などが出土しているようです。

また、近くには、中山道も通っており、地場産業としての和傘が栄えた有名なところでもあり、また、県内には、現在ユネスコ無形文化遺産登録が決定された美濃和紙(うだつの町並み)など文化遺産があります。

岐阜県支部は主に保健事業に力を入れており、今後も、組合員と家族の健康増進に務めて参りたいと思っております。

<岐阜支部役員名簿>

| 役 職 | 氏 名 | 趣 味 |
|---------|---------|------------------------------|
| 支 部 長 | 阿 部 義 和 | 余暇を作ることが趣味です。 |
| 副支部長 | 後 藤 幸 央 | ストレスの無いゴルフを行っています。 |
| 常 務 理 事 | 江 崎 秀 明 | 1ヶ月に1回ぐらい海釣りに行っています。最近是不調です。 |
| 理 事 | 横 山 雅 行 | イクメンの生活にようやく慣れてきました。 |
| 理 事 | 近 藤 万 知 | ジムのズンパ教室を楽しんでいます。スリム目標。 |
| 理 事 | 加 藤 芳 紀 | 国内旅行とゴルフを楽しんでいます。 |
| 理 事 | 太 田 交 則 | 車のケミカル製品収集。洗車ばかりしています。 |
| 理 事 | 町 田 正 次 | 毎日、ジョギングを頑張っています。 |
| 理 事 | 古 田 耕 | 子供たちと運動をすること。 |
| 監 事 | 牛 丸 忠 司 | 趣味はワイン(主にポルドーワイン)と食べる事。 |
| 監 事 | 殿 内 利 夫 | 月2回程、休日にゴルフを楽しんでいます。 |
| 顧 問 | 横 山 靖 夫 | 日頃の健康管理をかねて、テニスで汗を流しています。 |

<被保険者数> 平成27年3月1日現在
1種組合員895名 1種家族1,760名
2種組合員113名 2種家族 63名
3種組合員2,057名 3種家族257名
後期高齢者組合員50名

<支部の主な保健事業>

生活習慣病健診補助 スポーツクラブ補助
インフルエンザ補助(後期高齢者組合員のみ)
本会協賛事業(平成26年度実績:地域歯科医師会主催の健康増進事業)

上段(左より)近藤理事、横山雅行理事、太田理事、町田理事

下段(左より)殿内監事、牛丸監事、横山靖夫顧問、阿部支部長、後藤副支部長、江崎常務理事



平成27年8月は被保険者証の更新です

現在お持ちの被保険者証の有効期限は平成27年7月31日までとなっております。ただし、75歳の誕生日をむかえる方は誕生日の前日までが有効期限です。新しい被保険者証が届きましたら記載事項をご確認ください。古い被保険者証は支部事務所までご返却をお願いします。

高齢受給者証の更新

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は平成27年7月31日までとなっております。70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に本組合の支部より、高齢受給者証が交付されます。ただし、75歳の誕生日をむかえる方は、誕生日の前日までが有効期限となります。また、国の制度により、世帯によっては1割の方と2割の方が混在します。新しい高齢受給者証が届きましたら記載事項をご確認ください。古い高齢受給者証は支部事務所までご返却をお願いします。

限度額適用認定証の更新

70歳未満の方が医療機関などを受診（入院・外来等）したとき、窓口で「国民健康保険限度額適用認定証」を提示すればひと月の医療費が高額（一定の自己負担限度額を超えた額）になった場合でも支払額が自己負担限度額に止められる認定証です。この「国民健康保険限度額適用認定証」は事前に発行することができます。窓口負担が限度額を超えそうな場合は交付申請をしてください。現在「国民健康保険限度額適用認定証」を交付されている方で8月以降も引き続き入院される方、または外来等の受診で支払い高額になりそうな方は（有効期限平成27年7月31日）、「国民健康保険限度額認定証」の交付申請をしてください。ただし、自己負担限度額は所得や家族構成の移動で変わる場合があります。非課税世帯の方は入院時食事代の負担額も減額されます。「国民健康保険限度額認定証」の発行及び更新については、支部事務所へお問い合わせください。

特定疾病療養受療証の更新

人工透析を受けている70歳未満の方は「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成27年7月31日までのものをお持ちの方の更新手続きには、世帯全員の平成26年中の収入がわかる書類等が必要です。自己負担限度額が所得や家族構成の異動で変わる場合があります。詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

整骨院・接骨院・鍼灸・マッサージの受診について

「柔道整復（整骨院・接骨院）」「鍼灸」「マッサージ」で保険証を使って療養を受けられるのは、一定の条件を満たす場合に限られています。

整骨院・接骨院の受診は外傷による負傷が対象

整骨院・接骨院では、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行います。

施術とは、病院でいえば医師の治療に当たるものです。

保険を使って施術を受けられるのは、外傷による負傷の場合に限られ、内科的原因による症状は対象となりませんので注意してください。

施術前に負傷原因を正しく伝え、保険証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

また、同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復の施術を重複してかかることはできません。

ただし、負傷状態の確認のために定期的に医師の検査を受ける場合には、その旨を柔道整復師に申し出てください。

保険を使うには、医師の同意が必要です。

鍼灸・マッサージの受診は医師の同意が必要

鍼灸・マッサージの施術を受ける時には、医師が必要であると認め、医師の同意書または診断書を提出することが条件となります。

また、柔道整復と同様に同一の負傷について

同時期に整形外科の治療と、柔道整復師の施術を重複してかかることはできません。

治療を受けるときの注意点

- ◆医療保険は治療を目的としたものであり、保険適用とならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。保険適用とならない受診内容だった場合、柔道整復師に「保険適用となる」と説明を受け受診されても、その治療費の全額又は一部を自己負担していただく場合がございます。
- ◆療養費支給申請書は、患者が柔道整復師に委任をし、患者に代わって治療費を保険者に請求し支払いを受けるための書類です。必ず内容（負傷原因、負傷名、施術日数、金額）を確認し、署名または捺印をしてください。
- ◆施術が長期に渡る場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。
- ◆窓口支払の領収証は医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。
- ◆交通事故等による第三者行為に該当する場合は当組合に連絡してください。

保険適用とならない受診内容（全額自己負担）

右記のような症状で受診した場合は、保険証は使えません。

- 単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労等
 - 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニア等）からくる痛みやこり
 - 医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
 - 慰安目的のあんま・マッサージ代わりの利用
 - 保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷等の治療中のもの
 - 脳疾患後遺症などの慢性病
 - 症状の改善の見られない長期の施術
 - 仕事や通勤途中での負傷
- ※適正受診、医療適正化のため、柔道整復師等の受診照会を送付させていただきます。

海外療養費の審査強化と適正化

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後、申請により支払った医療費の一部が払い戻される「海外療養費制度」があります。

この制度を悪用した不正請求の事例が相次いだことから、厚生労働省は25年12月、支給申請の審査強化や警察との連携などの対応策を取りまとめ、都道府県などに対して、保険者への指導や周知を図るよう通知されました。

全国歯では、栃木県国民健康団体連合会と「海外療養費調査事務等に関する委託契約」を締結し、不正が疑われる場合は照会し調査業務を委託してまいります。

【支給される範囲】

支給対象となるのは、日本国内で診療を受けた場合に、国民健康保険の適用が受けられる治療に限られます。また、はじめから治療目的で海外へ渡航した場合は対象外です。

◇支給対象外となるケース

- ・保険のきかない診療、差額ベッド代
- ・美容整形
- ・高価な歯科材料や歯列矯正
- ・自然分娩
- ・交通事故やケンカなどの第三者行為不法行為による怪我や病気

【支給額の計算方法】

海外でかかった医療費をそのまま当てはめるわけではありません。

日本国内の医療機関で同じ病気や怪我を治療した場合にかかる治療費を基準にした額を支給します。

また、外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率(売ルート)を用いて円に換算し、支給額を算出します。

【必要書類】(すべて原本)

- ・療養費支給申請書
- ・領収書(現地で支払った領収書)又は渡航先に持参したもの
- ・診療内容明細書(現地の医療機関で発行されたもの)又は渡航先に持参したもの
- ・国民健康保険用国際疾病分類表
- ・パスポートの写し(渡航機関、場所がわかるもの)
- ・調査に関わる同意書

□診療内容明細書、国民健康保険用国際疾病分類表、領収明細書は全国歯ホームページから印刷するか、支部事務所へお問い合わせください。

【申請期限】

海外で治療費用の支払いをした日から数えて2年が経過すると、時効により申請できなくなります。

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査のお礼と今後の調査へのご協力をお願い

厚生労働省では、全国保組合に対して適正な補助金を交付するために課税標準額の調査を実施しています。この調査は組合員の皆様の保険料にも影響する極めて重要な調査です。

今回、調査対象になられた組合員の皆様にはご協力をいただき誠に感謝申し上げます。

また、この調査は、引き続き実施される予定ですので、今後、調査対象になられる組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、調査へのご理解、ご協力をお願い致します。

節目健診のご案内

平成27年度、対象者の方はこの機会に是非、節目健診を受診しましょう。30,000円を限度として健診費用を補助します。

| | | |
|-----|---------------------|----------------------------|
| 対象者 | 1種組合員 2種組合員 | 今年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方 |
| | 対象となった 1種組合員の配偶者 | 年齢を問いません |
| | 3種組合員 | 今年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する方 |

詳細につきましては、各支部にお問い合わせください。

40歳～74歳のみなさまへ 特定健診・特定保健指導を受けましょう

メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を活用し、健康づくりに取り組みましょう。体の状態を定期的にチェックするよい機会です。受診料は無料ですので、受けそびれることがないよう、年に1回必ず受診しましょう。

特定健診を受けるメリットは？

- ・続けて受ければ、健康管理ができる！
- ・保健指導を受ければ、生活習慣病が変えられるかも！
- ・病気の予防ができるから安心！
- ・病気の予防ができれば、医療費も減らせる！

特定健診の受診期間は、来年の3月末日までできます。

特定健診の受診券は、5月下旬、該当者の方へ郵送させていただいておりますが、紛失等された方は、再交付いたしますので、各支部事務所までご連絡願います。

特定健診の結果から、メタボリックシンド

ロームの危険性が高いと判断した方に特定保健指導の「利用券」を送付いたします。特定保健指導も無料ですので、生活習慣病の予防に取り組んでください。

健診を受けることにより医療費は低く推移しており、特に70歳代以降で大きく差がでます。

健康を維持し、医療費を抑えるためにも、受診料が無料の特定健診を受診して下さい。

院長の皆様へのお願い

従業員の方につきましては、医院の方で実施する健康診断を受けられた方は、健診結果から質問票による質問項目に回答をしていただき、当国保組合が受け取ることで、特定健診を受診したことになります。

当国保組合へ質問票の返送等ご面倒をおかけしますが、何とぞご協力いただきますようお願いいたします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー）について お知らせいたします。

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん



平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。



マイナンバーのホームページ：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 公式twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR
マイナンバーのコールセンター：0570-20-0178（マイカッパ）

当国保組合においても医療保険者としてマイナンバーを利用いたします。ご協力をお願いします。



表紙「亀戸天神の藤」

亀戸天神は寛文元年、太宰府天満宮の神職大鳥居信祐が菅原道真の像をもって江戸に来て、亀戸の元天神塚に祀ったもので、学問の神様として信仰をあつめ、道真にちなんだ筆塚や歌碑など有名な碑が数多く残されている。

また、藤の美しさは、広重の「名所江戸百景」でも有名だが、現在でも心字池の周りいっぱい咲き誇る藤の花は、太鼓橋と相まって都内随一で、「新東京百景」に選定されている。（撮影者 I. H）